

2011年3月30日

文部科学大臣

高木 義明 様

日本教職員組合

中央執行委員長 中村 譲

「東日本大震災」に係る、子どもの健康・安全確保と教育復興のための要請書

日頃、教育の発展にご尽力されていること、また、東日本大震災に対して文科省としてすみやかな対応をされていることに、改めて敬意を表します。

未曾有の大地震・津波による災害、さらに、原子力発電所の事故により、甚大な被害・損害が生じています。

今、国をあげて復興支援にとりこんでいますが、避難所では、暖房用の石油、ガソリン、食料、飲料水のほか下着類、生理用品等の日用品、医薬品が不足しています。

厳しい環境の中での集団生活により、インフルエンザやノロウイルスなどの感染症も発生しています。放射性物質は空気中だけでなく水や農作物からも検出されており、特に放射性ヨウ素による子どもへの健康被害が強く危惧され、早急な対応が必要です。

いくつかの自治体では被災した児童生徒を集団で受け入れ、廃校を利用した教育を行う計画もあります。原発事故に対する安心・安全の確保を最優先に行い、子どもの教育権保障のための学校再開にむけたとりくみが必要です。

日教組は全国の各県教組・高教組と連帯して、教育復興のためのカンパ活動とともに、連合に結集した被災地支援のボランティア活動にとりこんでいます。また、被災地の各県教組・高教組と連携して、教育復興にむけたボランティア派遣を行っていきます。

震災直後の3月15日、大臣に教育復興のための大綱的な要請をさせていただいたところです。今回、子どもの健康・安全確保と教育復興にむけ、個別・具体的な課題について要請させていただきます。

文科省として実現にむけて、国としての必要な予算措置とともに、関係府省・自治体等へ強く働きかけていただくよう要請します。

記

1. 子どもの健康と安全確保について

- (1) 避難している子どもたちが安心・安全に生活できる体制整備と、健康維持と精神的ケアのできる具体策を講ずること。
- (2) 健康保険証のない子どもたちへの対策を講ずること。

2. 福島原発事故に関わる子どもの安全確保について

- (1) 放射性物質の漏出に関して、人的被害に関する正確な情報を速やかに適切に公開すること。また、自治体及び東京電力に対し、正しい情報開示と安全確保にむけた対策・措置を最大限とりくむよう強く要請すること。
- (2) 放射線量が通常値を大きく上回っている中での学校再開、子どもの登下校等については、安心・安全確保を最優先に考え対処すること。
- (3) 放射性物質によって被害を受ける、とりわけ健康面においてリスクが高い乳幼児・児童・生徒の安全と健康に配慮した避難勧告・指示を早めに行うこと。また、他県の学校・施設などの受け入れ態勢を整えること。
- (4) 必要に応じ、子どもに対する被曝のスクリーニングを行うこと。
- (5) 安定ヨウ素剤の使用については、子どもの健康面への影響、安全確保を考慮して措置すること。

3. 学校の再開と子どもの教育権の保障について

- (1) 子どもの安全確保と学校の再開にむけて、教育委員会と教職員組合が連携を強化すること。
- (2) 崩壊した学校の早期再建をはかること。学校教育を再開するにあたっては、校舎遊具等の安全確保を行うこと。併せて、避難場所になっている学校や再建期間中の学校では、子どもたちの学習ができる代替教室建設等の措置を講ずること。朝鮮学校についても、同様な整備をはかること。
- (3) 登下校の子どもの安全確保に努めること。停電や故障による信号機が停止している道路での誘導、通学路の瓦礫等危険物の除去など、通学路の安全確保を早急に行うこと。
- (4) 子どもたちの健康・安全に対応できるよう、保健室の復旧をはかること。
- (5) 感染症対策として学校にマスク、アルコール、塩素、ゴム手袋等十分な衛生器材を措置すること。
- (6) 子どもたちの心身のケアが行えるよう、専門的スタッフを配置すること。
- (7) 学校給食の早期再開にむけた具体的措置を講ずること。必要に応じて、朝食等の措置を講ずること。
- (8) 児童生徒が日常的に使用する学用品・通学用品などの提供を行うこと。
- (9) 高校の転・編入学については、生徒の希望する課程・学科等を尊重し、選考方法・学級定数の弾力的運用を行い、希望者を全員受け入れるなど、後期中等教育の保障を行うこと。また、教科書や学用品、諸費用の免除・減免などの支援を行うこと。
- (10) 公的施設等に疎開した児童生徒の教育再開にむけた措置を行うこと。また、被災した児童生徒を集団で受入れた都道府県に対して、必要な教職員加配措置を講ずること。

- (11) 勤務日に、避難場所(学校以外の場合を含む)で被災者の救援・支援にあたって
いる教職員について、事故等があった場合に公務災害が適用されるよう措置する
こと。
- (12) 学校再開以降も、教職員自身が避難し、避難場所での家族の介護・看護や通勤
手段がないなどの理由により勤務困難な者に対して、職務専念義務の免除等、
特段の配慮を行うこと。
- (13) 全国の自治体で防災教育の推進のために、各自治体が教職員に研修として今回
の被災地への学校支援派遣が行えるよう必要な措置を講ずること。

4. 多様な子どもたちの具体的な対応にかかわって

- (1) 特別支援学校・学級に在籍する児童・生徒については、転学先を特別支援学校・学
級に限定することなく、避難先等生活する場から最寄の小・中・高等学校にも受け
入れることができる弾力的な運用と、手話などができる専門的スタッフの加配措置
を行うこと。
- (2) 避難所において特別なニーズを必要とする子どもたちが安心して過ごすことが
できるよう、次の措置を行うこと。
 - ・バリアフリー等の確保。(スロープ・車いすトイレの設置等を含む)
 - ・介助・通訳など専門的なスタッフの派遣。
 - ・医療・医薬品・装具等の確保に関する支援。
 - ・福祉避難所などへの物資配給。
 - ・多言語による情報の提供。
- (3) 被災の実態に応じた通学保障を行うためにスクールバス、通学介助者を配置するこ
と。また、転学先において必要な支援が行えるようにするために加配措置を行うこ
と。